

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

			資料番号		担当課	薬務衛生課
法令名	農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（厚生労働省所管の農林水産物及び食品に係るものに限る。）	根拠条項	53—5	不利益処分の種類	輸出証明書の発行の取消し	

（根拠規定）

○農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年11月27日法律第57号）
（輸出証明書の発行を受けた者等に対する報告の徴収等）

第五十三条 省略

2 都道府県知事等は、第五章第一節の規定の施行に必要な限度において、第十五条第二項の規定により輸出証明書の発行を受けた者又は第十七条第二項の規定により認定を受けた適合施設の設置者等に対し、必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者の事業所等に立ち入り、事業所等の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは従業者その他の関係者に質問させることができる。

3～4 省略

5 第十五条第一項若しくは第二項の規定により輸出証明書の発行を受けた者又は第十七条第一項若しくは第二項の規定により認定を受けた適合施設の設置者等が、第一項若しくは第二項の規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又はこれらの規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、主務大臣又は都道府県知事等は、それぞれ、自らが行った輸出証明書の発行又は適合施設の認定を取り消すことができる。

6 省略

（その他）

○農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程（令和2年4月1日財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定）

第1 輸出証明書の発行に関する手続

2 都道府県知事等による輸出証明書の発行

（1）法第15条第2項の規定に基づき都道府県知事又は保健所を設置する市若しくは特別区の長（以下「都道府県知事等」という。）が行う輸出証明書の発行に関する手続は、農林水産物又は食品の種類ごとに、別表2の輸出証明書の発行の欄に掲げる別紙に定めるとおりとする。（主務省令第5条関係）

（2）主務大臣又は都道府県知事等は、法第53条第1項又は第2項の規定に基づき、都道府県知事等から輸出証明書の発行を受けた者に対し、必要な報告の徴収、事業所等への立入調査、職員への質問等を行うことができる。

（3）都道府県知事等から輸出証明書の発行を受けた者が、主務大臣又は都道府県知事等による報告の徴収等について、忌避、虚偽の答弁等をしたときは、都道府県知事等は、法第53条第5項の規定に基づき、自らが行った輸出証明書の発行を取り消すことができる。

（4）省略